

家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器補助金交付要綱実施要領

令和7年6月27日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器交付要綱（令和7年6月27日環境局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器の要件等)

第2条 家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器は、ガスを使用した発電機であり、発電時に発生する排熱を利用し、高効率給湯等と組み合わせて使用できるものとする。

2 家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

ア 都市ガス又はLPガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること。

イ 小出力発電設備（1.5kW程度）であること。

ウ マイナス20℃（LGPの場合、マイナス15℃）の環境下でも安定した動作をする耐寒性能を備えていること。

エ 一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA製品認証によって形式認証された製品であること。

オ メーカー指定の環境条件に設置すること。

カ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

ガスエンジンユニット、リモコン、インバータ盤、マルチ切替器、配管、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用（停電時発電継続機能の搭載に必要な費用を含む）。

ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

(申込等の方法)

第3条 要綱第5条に定める申込方法は郵送のみとする。申込みは、別表1に定める期限内に指定場所へ郵送することとする（期限日までの必着とする）。

(募集期間及び補助事業開始日)

第4条 要綱第9条に定める補助の申請募集期間、要綱第7条に定める補助事業開始日は、別表1に定めるものとする。

(補助金交付申請兼完了届の提出期限)

第5条 要綱第12条第2項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、対象機器を

取得した日の翌日を起算日として、120 日を経過する日とする。なお、提出方法は郵送のみとし、提出期限日までの消印有効とする。

- 2 前項で起算した提出期限が令和 8 年 2 月 2 7 日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、令和 8 年 2 月 2 7 日を提出期限とする。

(モニター調査)

第 6 条 要綱第 2 1 条第 1 号に規定するモニター調査は、補助金交付年度の翌年度から実施する。

- 2 要綱第 2 1 条第 2 号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 2 7 日から施行する。

別表 1

申請募集期間	補助事業開始日
令和7年6月30日 ～ 令和8年1月30日	補助金申請受理決定書通知後